<table>
<tr><th>番号</th><th colspan="2">アクション名</th><th>アクション内容</th><th>主担当</th></tr>
<tr><td>27</td><td colspan="2">社会福祉施設の
避難体制の確保</td><td>・（震 2-17-3）社会福祉施設の施設管理者に対し、災害時に利用者、児童等を安全に避難誘導するよう働きかける。</td><td>危機管理室</td></tr>
<tr><th colspan="5">目　標</th></tr>
<tr><td>平成27～29年度</td><td>集中取組期間</td><td colspan="3">• 社会福祉施設に対する防災学習会等の開催
• 社会福祉施設の防災マニュアルの策定
• 要配慮者利用施設への洪水予報等のメール配信体制の整備</td></tr>
<tr><td rowspan="2">平成30～36年度</td><td>必須</td><td colspan="2">1. 社会福祉施設等に対する災害時における利用者の安全確保をはじめとした防災意識の普及啓発の実施　［福祉局］［こども青少年局］
2. 社会福祉施設の防災マニュアルの策定に向けた支援
［危機管理室］［福祉局］［こども青少年局］
3. 水防法で義務付けられる避難確保計画書の作成支援
［危機管理室］［福祉局］［こども青少年局］</td><td>関係所属
福祉局
こども青少年局
危機管理室</td></tr>
<tr><td>任意</td><td colspan="2">1. 区役所と福祉避難所が連携した社会福祉施設関係者を対象とした防災訓練の実施　【西淀川区】</td><td>関係所属
西淀川区</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th>アクション名</th><th>アクション内容</th><th>主担当</th></tr>
<tr><td>28</td><td>し尿の適正処理</td><td>・（震 2-18-1）広域避難場所において、ﾏﾝﾎｰﾙﾄｲﾚ（ﾄｲﾚとしても活用が可能なﾏﾝﾎｰﾙ等）の整備を推進する。
・（震 2-43-3）災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応ﾏﾆｭｱﾙを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。
・（震 2-43-3）災害時における上水道、下水道、電力等ﾗｲﾌﾗｲﾝの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設ﾄｲﾚの必要数が把握できるよう検討を行う。
・（震 2-43-3）し尿処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
・（震 2-43-3）災害発生に備え、仮設ﾄｲﾚの必要数の確保に努める。
・（震 2-43-3）災害発生時に、仮設ﾄｲﾚ確保までの間、速やかに避難場所・避難所等に備蓄ﾄｲﾚを設置し、同時に仮設ﾄｲﾚ、ﾏﾝﾎｰﾙﾄｲﾚ等を整備できる体勢を整える。</td><td>環境局</td></tr>
<tr><th colspan="4">目　標</th></tr>
<tr><td>平成27～29年度</td><td>集中取組期間</td><td colspan="2">・ 広域避難場所へのマンホールトイレ２箇所の整備
・ 備蓄トイレの消耗品の使用可能状態を確認（H27～28 年度）
・ 想定避難所生活者数の実態に合わせた備蓄トイレの確保（H29 年度）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">平成30～36年度</td><td>必須</td><td>1. 条件が整った広域避難場所からマンホールトイレを順次整備［建設局］
2. 災害発生時に備えた仮設トイレの設置体制の確認・改善　［環境局］
3. 想定避難所生活者数を踏まえた備蓄トイレの確保状況の確認・改善［危機管理室］［環境局］</td><td>関係所属
建設局
環境局
危機管理室</td></tr>
<tr><td>任意</td><td></td><td>関係所属</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th colspan="3">アクション名</th><th>アクション内容</th><th>担　当</th></tr>
<tr><td>２９</td><td colspan="3">鉄道施設の
耐震化、浸水対策</td><td>・　高架・橋梁部の橋脚の耐震補強やトンネル部の補強、駅の防災設備の整備等を行う。
・　上町台地より西側にある地下駅については、これまでの想定を上回る津波による浸水に備え、避難が可能な接続ビル（津波避難ビル等）と連携した避難確保計画を作成するとともに、避難訓練等を実施する。</td><td>交通局</td></tr>
<tr><td rowspan="2">防災計画
震
2-19
2-28-2
風
2-28-2</td><td rowspan="2">平成27～29年度</td><td>集中取組期間</td><td>目標</td><td colspan="2">・高架橋の倒壊防止を目的とした７駅及び６駅間の落橋脚補強及び橋防止対策の実施
・地下トンネルの崩壊防止を目的とした44駅及び12駅間の柱補強の実施
・高架部における列車の逸脱防止対策の実施（約5km）
・地上車庫等の液状化対策の実施
・南海トラフ巨大地震による津波浸水範囲にある地下鉄施設における30駅の津波浸水防止設備の整備</td></tr>
<tr><td colspan="2">平成30～36年度</td><td>目標</td><td colspan="2">・~~集中取組期間に引き続き、高架橋の倒壊防止を目的とした１駅の橋脚補強の実施~~
~~・集中取組期間に引き続き、地下トンネルの崩壊防止を目的とした１駅の柱補強の実施~~
~~・集中取組期間に引き続き、市営地下鉄において、地上車庫等の液状化対策及び高架部における列車の逸脱防止対策（約9km）の実施~~
~~・集中取組期間に引き続き、駅出入口などの地下鉄施設における津波浸水対策の実施~~</td></tr>
</table>

↓

※　上記ＡＰ２９「鉄道施設の耐震化、浸水対策」は交通局のアクションであり、平成３０年度から民営化されるため、平成２７～２９年度のアクションのみ掲載する。

<table>
<tr><th>番号</th><th colspan="2">アクション名</th><th>アクション内容</th><th>主担当</th></tr>
<tr><td>30</td><td colspan="2">帰宅困難者対策
の確立</td><td>・（震 2-20）帰宅困難者 (注 10) 対策における一斉帰宅の抑制とターミナルにおける混乱防止について、行政機関のみならず市民等や事業者が主体的に重点的に取り組む体制を整え、支援していく。</td><td>危機管理室</td></tr>
<tr><th colspan="5">目　標</th></tr>
<tr><td>平成27～29年度</td><td>集中取組期間</td><td colspan="3">• 市内主要ターミナル駅の駅周辺事業者等が参加する各駅周辺地区帰宅困難者対策協議会等の設立による帰宅困難者対策の促進（H27～28 年度）
• 各駅周辺地区帰宅困難者対策協議会等における主要ターミナル毎の対応マニュアル等の作成
• 帰宅困難者対策支援コーディネーターの派遣・セミナーの開催等によるターミナル駅周辺事業者等の帰宅困難者対策の意識啓発</td></tr>
<tr><td rowspan="2">平成30～36年度</td><td>必須</td><td colspan="2">1. 各駅周辺地区帰宅困難者対策協議会等における帰宅困難者対策の計画の作成や訓練の実施等による事業者間・関係機関等の連携体制の整備
［危機管理室］［該当区］</td><td>関係所属
危機管理室
該当区※</td></tr>
<tr><td>任意</td><td colspan="2"></td><td>関係所属</td></tr>
</table>

※ 主要ターミナル駅がある、もしくは主要ターミナル駅周辺の区

該当区（北、都島、城東区、中央、浪速、天王寺、阿倍野、東成、生野、淀川、東淀川）

<table>
<tr><th>番号</th><th colspan="2">アクション名</th><th>アクション内容</th><th>主担当</th></tr>
<tr><td>31</td><td colspan="2">外国人に対する
情報発信の充実</td><td>・（震 2-22）外国人に対して、日頃からの防災知識の普及・啓発を行い、災害時行動力の向上に努める。
・（震 2-22）災害時の多言語による地震情報や災害情報・安否情報・被災情報提供など災害時における外国人への支援策の充実を図る。</td><td>経済戦略局</td></tr>
<tr><th colspan="5">目　標</th></tr>
<tr><td>平成27～29年度</td><td>集中取組期間</td><td colspan="3">・ 防災マップ、ホームページ等における防災情報の多言語発信
・ 避難場所等の案内板・標識等の多言語表記
・ 災害多言語支援センター（注11）の設置体制の構築
・ 外務省・大阪府と連携し、関西総領事団と防災関連の研修及び意見交換会を開催</td></tr>
<tr><td rowspan="2">平成30～36年度</td><td>必須</td><td>1. 外国人向けの広報・啓発活動の推進
［全区］［経済戦略局］［市民局］［政策企画室］［危機管理室］
2. 災害多言語支援センターの設置・運営体制の整備　［経済戦略局］
3. 災害時通訳・翻訳ボランティアの育成など災害時に備えた支援体制の整備　［経済戦略局］
4. 在関西総領事館等との連絡体制の確立　［経済戦略局］</td><td>関係所属
全区
経済戦略局
市民局
政策企画室
危機管理室</td></tr>
<tr><td>任意</td><td></td><td>関係所属</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th>アクション名</th><th>アクション内容</th><th>主担当</th></tr>
<tr><td>32</td><td>保育所･学校園等
における防災学習の
徹底と避難体制の確保</td><td>・（震 2-23）災害発生時における乳幼児、児童、生徒の身体の安全、施設の保全応急学習の実施その他必要な事項を定め、もってこれらの円滑な遂行を図り、対策の万全を期す。
・（震 2-23）保育所・学校園等は、乳幼児・児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年防災計画を作成するとともに、適宜危機管理発生時対処要領（危機管理マニュアル）の見直しを行い、防災体制の確立に努める。
・（震 2-25-3）学校園は、幼児・児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、各教科、道徳、特別活動等の指導における副読本等の教材・資料の作成、避難訓練や応急措置等の充実を図り、幼児・児童・生徒の発達段階や学校園等の実態に応じた防災の取組みを推進する。</td><td>こども青少年局
教育委員会事務局</td></tr>
<tr><th colspan="4">目　標</th></tr>
<tr><td>平成27～29年度</td><td>集中取組期間</td><td colspan="2">・ 全保育所・学校園で幼児、児童、生徒に対する避難訓練を含めた防災についての指導
・ 全保育所で保育安全マニュアル、全学校園で防災計画と安全対策マニュアルを作成し、防災体制を確立</td></tr>
<tr><td rowspan="2">平成30～36年度</td><td>必須</td><td>1. 保育所・学校園で幼児、児童、生徒に対する避難訓練を含めた防災の取組みの推進　［こども青少年局］［教育委員会事務局］
2. 保育所における保育安全マニュアル並びに学校園における防災計画と安全対策マニュアルの確認・改善
［こども青少年局］［教育委員会事務局］</td><td>関係所属
こども青少年局
教育委員会事務局</td></tr>
<tr><td>任意</td><td></td><td>関係所属</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th colspan="2">アクション名</th><th>アクション内容</th><th>主担当</th></tr>
<tr><td>33</td><td colspan="2">文化財所有者・管理者の防災意識の啓発</td><td>・（震 2-24-1）被災文化財の被害拡大を防止するため、府教育委員会とともに所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるように指導・助言を行えるよう検討を行う。</td><td>教育委員会事務局</td></tr>
<tr><th colspan="5">目　標</th></tr>
<tr><td>平成27～29年度</td><td>集中取組期間</td><td colspan="3">・ 災害時に文化財所有者・管理者に指導・助言を行うための連絡先の確認、把握
・ 災害時の文化財所有者連絡先リストの作成、確認体制の構築</td></tr>
<tr><td rowspan="2">平成30～36年度</td><td>必須</td><td colspan="2">1. 文化財所有者との円滑な連絡・確認体制の確認・改善
［教育委員会事務局］</td><td>関係所属
教育委員会事務局</td></tr>
<tr><td>任意</td><td colspan="2"></td><td>関係所属</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th colspan="3">アクション名</th><th>アクション内容</th><th>担　当</th></tr>
<tr><td>３４</td><td colspan="3">ﾊｻﾞｰﾄﾞﾏｯﾌﾟ等
の作成・啓発</td><td>・　災害等の知識、災害への備え、災害時の行動について普及を図り、それぞれの地域の災害関連情報を周知する。</td><td>危機管理室
区
建設局</td></tr>
<tr><td rowspan="2">防災計画
震
2-25-2
風
2-17-4
2-25-2</td><td rowspan="2">平成27～29年度</td><td>集中取組期間</td><td>目標</td><td colspan="2">・各種広報誌、ホームページ、ハザードマップ等により普及啓発を行うとともに、防災に関する講演会や訓練等の機会においても啓発を実施
・市民防災マニュアルや市ホームページ等の啓発内容の点検・充実
・ホームページ、広報物等により、液状化予測図の周知及び普及啓発</td></tr>
<tr><td colspan="2">平成30～36年度</td><td>目標</td><td colspan="2">~~・集中取組期間の取組みを踏まえ、啓発活動の更なる充実~~
→　平成30年度から他のアクションへ統合</td></tr>
</table>

↓

・ 上記ＡＰ３４「ﾊｻﾞｰﾄﾞﾏｯﾌﾟ等の作成・啓発」は、他のアクション（ＡＰ３５「防災意識の啓発や訓練・広報活動」など）で取組んでいるため統合
・ なお、平成２７～２９年度のアクションとして掲載する。

<table>
<tr><th>番号</th><th>アクション名</th><th colspan="2">アクション内容</th><th>主担当</th></tr>
<tr><td>35</td><td>防災意識の啓発</td><td colspan="2">・（震 2-25-2）市民等に対しては、災害等の知識、災害への備え、災害時の行動について普及を図り、それぞれの地域の災害関連情報を周知するとともに「自らの地域は自らで守る」という自主防災意識を醸成し、さらに、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者に対する支援の必要性、方法等の防災知識の普及を図る。
・（震 2-25-6）「災害に強い人づくり」のため、各種の防災教育や防災訓練、防災ﾏﾆｭｱﾙ教材の作成等の企画・実施に努め、防災教育環境の充実に努める。
・（震 2-25-7）過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やﾓﾆｭﾒﾝﾄ等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。
・（震 2-44-8）災害時には、都市機能の不全による生活物資の確保が困難になる事や、多数の帰宅困難者が出ると予想されることから、家庭や事業所において、最低限必要な 3 日間できれば一週間以上の食料・水等の生活物資の備蓄を行うよう啓発していく。</td><td>危機管理室</td></tr>
<tr><th colspan="5">目　標</th></tr>
<tr><td>平成27～29年度</td><td>集中取組期間</td><td colspan="3">・各種広報誌、ホームページ、防災イベント等による普及啓発
・防災訓練（避難訓練等）・講演会等の機会における啓発の実施
・市民防災マニュアルやホームページ等の啓発内容を点検・充実</td></tr>
<tr><td rowspan="2">平成30～36年度</td><td>必須</td><td colspan="2">1. 防災イベントや防災訓練（避難訓練等）、講演会等による防災知識等の普及啓発の実施　［全区］［危機管理室］
2. 必要に応じたハザードマップや市民防災マニュアル、各種ホームページ等の啓発内容の確認・改善　［全区］［危機管理室］</td><td>関係所属
全区
危機管理室</td></tr>
<tr><td>任意</td><td colspan="2"></td><td>関係所属</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th colspan="2">アクション名</th><th>アクション内容</th><th>主担当</th></tr>
<tr><td>36</td><td colspan="2">中小企業に対する
事業継続計画（BCP）
及び事業継続マネジメント（BCM）の取組み支援</td><td>・（震 2-25-5）事業者が、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定し、運用するよう、働きかける。</td><td>経済戦略局</td></tr>
<tr><th colspan="5">目　標</th></tr>
<tr><td>平成27～29年度</td><td>集中取組期間</td><td colspan="3">・ 中小企業の災害時等における事業継続計画の策定を支援するため、大阪産業創造館において事業継続計画（BCP）関連のセミナーを開催</td></tr>
<tr><td rowspan="4">平成30～36年度</td><td rowspan="2">必須</td><td colspan="2" rowspan="2">1. 中小企業の災害時等における事業継続計画の策定支援にかかる内容の確認・改善　［経済戦略局］</td><td>関係所属</td></tr>
<tr><td>経済戦略局</td></tr>
<tr><td rowspan="2">任意</td><td colspan="2" rowspan="2">1. 区内企業・事業所の BCP 策定・修正を支援　［東淀川区］</td><td>関係所属</td></tr>
<tr><td>東淀川区</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th>アクション名</th><th colspan="2">アクション内容</th><th>主担当</th></tr>
<tr><td>37</td><td>各部災害応急対策
マニュアルの改訂と
運用</td><td colspan="2">・（震 2-25-1）各所属は、各種マニュアルを必要に応じ見直すとともに、職員参集制度をはじめ、災害応急対策活動計画の周知徹底を図る。
・（震 2-25-1）「区別行動マニュアル」により、各区役所の実態に応じた災害応急対策計画の具体化を図り、区職員・他所属直近参集職員等への徹底と毎年の見直しを実施する。
・（震 2-25-1）「部局別行動マニュアル」により、各部局の災害応急対策計画の具体化を図り、各部局職員への徹底と毎年の見直しを実施する。</td><td>危機管理室</td></tr>
<tr><th colspan="5">目　標</th></tr>
<tr><td>平成27～29年度</td><td>集中取組期間</td><td colspan="3">・ 災害応急マニュアルの整備・運用訓練の実施とともに、必要に応じた見直し及び周知の実施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">平成30～36年度</td><td>必須</td><td colspan="2">1. 災害応急対策活動計画の具体化と継続的な見直し　［全所属］</td><td>関係所属
全所属</td></tr>
<tr><td>任意</td><td colspan="2"></td><td>関係所属</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th>アクション名</th><th colspan="2">アクション内容</th><th>主担当</th></tr>
<tr><td>38</td><td>防潮堤の津波等浸水対策の推進</td><td colspan="2">・（震 2-28-3）地震時の堤防、護岸の亀裂、崩壊による二次災害（津波による浸水等）を防止するため、液状化等を考慮した堤防、護岸の耐震補強を行う。
・（震 2-28-3）大阪府と連携し、府が設定した津波浸水想定の結果を踏まえ、堤防･水門等の防潮施設の耐震･液状化対策並びに津波の越水に対する粘り強い構造化について、早急に取り組む。
・（震 2-33-4）防潮施設等の維持管理･老朽化対策の実施により、津波等の災害発生時その機能を果たすことができるよう努める。
・（震 2-28-3）洪水による堤内地への浸水を防止するため、河川施設の計画的な改修・環境整備を図る。</td><td>建設局
港湾局</td></tr>
<tr><th colspan="5">目　標</th></tr>
<tr><td>平成27～29年度</td><td>集中取組期間</td><td colspan="3">・ 水門外の居住地域における百数十年に 1 度の規模の津波（L1）により浸水する箇所、並びに水門内における地震直後から浸水する箇所等、短期的に対策すべき堤防について、平成 30 年度の対策完了に向けて着実な耐震・液状化対策を実施
・「寝屋川ブロック河川整備計画」に示された今後 30 年間の整備計画を踏まえ、城北川改修事業を暫定完成</td></tr>
<tr><td rowspan="2">平成30～36年度</td><td>必須</td><td colspan="2">1. 短期的に対策すべき堤防の津波等浸水対策の実施（平成 30 年度まで）［港湾局］［建設局］
2. 水門内や居住地域外における百数十年に 1 度の規模の津波により浸水する箇所の堤防等の耐震・液状化対策の実施（平成 35 年度まで）［港湾局］［建設局］
3. 福町十三線立体交差事業の実施により、耐震対策及び津波や高潮による浸水被害の軽減を目的とする「阪神なんば線淀川橋梁改築事業(国直轄河川事業)」を推進　［建設局］</td><td>関係所属
港湾局
建設局</td></tr>
<tr><td>任意</td><td colspan="2"></td><td>関係所属</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th>アクション名</th><th colspan="2">アクション内容</th><th>主担当</th></tr>
<tr><td>39</td><td>民間住宅・建築物等
の耐震化の促進</td><td colspan="2">・（震 2-28-2）鉄道利用者の安全確保や災害発生時における緊急応急活動の機能を確保するため、民間鉄道事業者が行う高架橋等の耐震対策を促進する。
・（震 2-31）市民等の生命や財産を守り、災害に強いまちづくりをめざすため、耐震性が不十分である民間住宅の耐震化を促進する。
・（震 2-31）また、不特定多数の人が利用する大規模な建築物など耐震診断が義務付けられている建築物について、耐震化を促進する。</td><td>都市計画局
都市交通局
都市整備局</td></tr>
<tr><th colspan="5">目　標</th></tr>
<tr><td>平成27～29年度</td><td>集中取組期間</td><td colspan="3">・民間鉄道において、南海トラフ地震対策を促進（H27～H29 年度）
・「大阪市耐震改修促進計画」（H28.3）に基づき、民間住宅等の耐震化を促進</td></tr>
<tr><td rowspan="2">平成30～36年度</td><td>必須</td><td colspan="2">1. 鉄道における、南海トラフ地震対策の促進
［都市計画局］［都市交通局］
2.「大阪市耐震改修促進計画」（H28.3）に基づき民間住宅等の耐震化の促進　［都市整備局］</td><td>関係所属
都市計画局
都市交通局
都市整備局</td></tr>
<tr><td>任意</td><td colspan="2"></td><td>関係所属</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th>アクション名</th><th colspan="2">アクション内容</th><th>主担当</th></tr>
<tr><td>40</td><td>市街地の浸水対策</td><td colspan="2">・（風 2-31-1）洪水による堤内地への浸水を防止するため、河川施設の計画的な整備を図る。
・（風 2-31-2）集中豪雨等の大雨による浸水被害を最小限に抑えるために必要な下水道整備等の対策を計画的に実施する。
・（風 2-31-3）水害時における円滑な防災活動を可能にし、最低限の都市機能を維持・保全することを目的として、都市施設や避難所等の浸水予防対策の推進を図る。</td><td>建設局</td></tr>
<tr><th colspan="5">目　標</th></tr>
<tr><td>平成27～29年度</td><td>集中取組期間</td><td colspan="3">・ 大雨等による浸水対策被害軽減のための下水道施設整備
① H37 年度までに雨水排水施設能力を 90%とするため、抜本的な浸水対策として下水道幹線の建設、ポンプ施設の新増設
② H23～25 の集中豪雨による浸水被害を対象として集中豪雨被害軽減対策の推進
・「寝屋川ブロック河川整備計画」に示された今後 30 年間の整備計画を踏まえ、城北川改修事業を暫定完成</td></tr>
<tr><td rowspan="2">平成30～36年度</td><td rowspan="1">必須</td><td colspan="2">1. H37 年度までに雨水排水施設能力を 90%とするため、抜本的な浸水対策として下水道・ポンプ施設の整備　［建設局］
2. H23～25 の集中豪雨による浸水被害を対象として集中豪雨被害軽減対策の推進　［建設局］</td><td>関係所属
建設局</td></tr>
<tr><td>任意</td><td colspan="2"></td><td>関係所属</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th colspan="2">アクション名</th><th>アクション内容</th><th>主担当</th></tr>
<tr><td>41</td><td colspan="2">上水道施設被災時
における
消防用水の確保</td><td>・（震 2-29-2）下水処理場で高度処理された水を消防用水として再利用する。
・（震 2-38-3）震災時における消防水利の確保を図るため、消火栓が使用できない場合に備えて、老朽化した防火水槽の補強整備を実施する。</td><td>建設局
消防局</td></tr>
<tr><th colspan="5">目　標</th></tr>
<tr><td>平成27～29年度</td><td>集中取組期間</td><td colspan="3">・ 下水処理場 1 箇所における下水高度処理水の防火・生活雑用水供給設備の整備
・ 設置後 50 年以上が経過した戦前・戦時中設置の防火水槽の強度調査
・ 調査結果に基づいた、車両の通過による活荷重のかかる車道下に設置されている経年防火水槽（41 基）の補強工事を実施</td></tr>
<tr><td rowspan="4">平成30～36年度</td><td rowspan="2">必須</td><td colspan="2">関係所属</td></tr>
<tr><td colspan="2">1. 戦前・戦時中設置の防火水槽に対し、必要な措置を実施　［消防局］
2. 住之江処理場における下水道高度処理水の防火・生活雑用水供給設備の整備　【建設局】</td><td>消防局
建設局</td></tr>
<tr><td rowspan="2">任意</td><td colspan="2">関係所属</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th>アクション名</th><th colspan="2">アクション内容</th><th>主担当</th></tr>
<tr><td>42</td><td>水道の早期復旧及び飲用水、生活雑用水等の確保</td><td colspan="2">・（震 2-29-1）水道施設の復旧については、応急給水体系や応急給水目標と整合した復旧優先順位を考慮し、段階的な復旧目標期間を設定し復旧に努める。
・（震 2-44-1）発災直後から生命維持に最低限必要な水を確保し、日増しに需要の高まる生活用水の供給体制を確立するため、飲料用耐震性貯水槽の整備や応急給水用資器材及び応急復旧用資機材の備蓄を行うとともに、災害時において他都市や民間団体等の応援協力が得られるよう応援の枠組みを確保する。
・（震 2-44-2）水道による生活用水の供給体制を補完する観点から、下水処理場、農業用井戸及び学校のプールの水を近隣の地域に利用可能にするための施設・資器材の整備等を図る。</td><td>建設局
水道局</td></tr>
<tr><th colspan="5">目　標</th></tr>
<tr><td>平成27～29年度</td><td>集中取組期間</td><td colspan="3">・関係団体等との協定締結による応援協力体制（流通備蓄等）の確保
・下水処理場１箇所における下水高度処理水の防火・生活雑用水供給設備の整備</td></tr>
<tr><td rowspan="2">平成30～36年度</td><td>必須</td><td colspan="2">1. 早期復旧に関する体制の確認・改善　［水道局］
2. 飲料水・生活用水等の供給体制の確認・改善　［水道局］
3. 住之江処理場における下水道高度処理水の防火・生活雑用水供給設備の整備　【建設局】</td><td>関係所属
水道局
建設局</td></tr>
<tr><td>任意</td><td colspan="2"></td><td>関係所属</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th>アクション名</th><th colspan="2">アクション内容</th><th>主担当</th></tr>
<tr><td>43</td><td>災害時における
下水道機能の確保</td><td colspan="2">・（震 2-29-2）地震発生時においても、下水道が有する最低限の機能確保として、流下機能の確保、排水機能の確保及び緊急交通路などの交通機能を確保できるよう、下水道施設の耐震化や施設の耐水化を図る。
・（震 2-43-3）し尿処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
・（震 2-43-3）既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。</td><td>建設局</td></tr>
<tr><th colspan="5">目　標</th></tr>
<tr><td>平成27～29年度</td><td>集中取組期間</td><td colspan="3">・耐震化を含めた老朽管渠の改築更新
・下水処理場２箇所、抽水所６箇所における自家発電施設の整備
・下水処理場１棟、抽水所５棟における建築物の耐水化
・耐震化を含めた老朽管渠の改築更新計画の策定（H27 年度）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">平成30～36年度</td><td>必須</td><td colspan="2">1. 下水道施設管理計画に合わせて、耐震化を含む老朽管渠の改築更新を実施　［建設局］</td><td>関係所属
建設局</td></tr>
<tr><td>任意</td><td colspan="2"></td><td>関係所属</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th>アクション名</th><th colspan="2">アクション内容</th><th>主担当</th></tr>
<tr><td>44</td><td>密集住宅市街地等
の防災性向上</td><td colspan="2">・（震 2-30-1）幹線道路や公園等の都市基盤施設の整備を進め、都市の防災骨格を形成する。
・（震 2-30-1）「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地（約 1,300ha）」を中心に、老朽木造住宅の建替えや狭あい道路の拡幅等を促進するため、地域住民等と連携しながら各種取り組みを進めるなど、密集住宅市街地の防災性の向上を図る。
・（震 2-30-2）その他再整備が必要な地域において、土地区画整理事業により、市街地の環境改善及び防災性の向上を図る。</td><td>都市整備局
建設局</td></tr>
<tr><th colspan="5">目　標</th></tr>
<tr><td>平成27～29年度</td><td>集中取組期間</td><td colspan="2">• 「大阪市密集住宅市街地重点整備プログラム」に基づき、優先地区(注12)の防災骨格となる都市計画道路７路線を整備し、H32 年度までに防災骨格形成率(注13) 80%以上を確保
• 優先地区における避難場所となる３箇所の都市公園の整備
• 「大阪市密集住宅市街地重点整備プログラム」に基づき、優先地区内にある 21 箇所の防災街区の半数以上において、不燃領域率(注14) 40%以上かつ地区内閉塞度(注15) レベル２達成（H32 年度）に向け、区と連携して密集市街地対策の取組を推進
• 三国東地区土地区画整理事業の推進（建物移転の促進、沿道整備街路推進モデル事業の活用）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">平成30～36年度</td><td>必須</td><td>1.「大阪市密集住宅市街地重点整備プログラム」に基づき、優先地区の防災骨格となる都市計画道路を整備し、H32 年度までに防災骨格形成率 80%以上を確保、H45 年度を目途とした防災骨格の形成 ［建設局］
2. 優先地区における避難場所となる都市公園の整備　［建設局］
3.「大阪市密集住宅市街地重点整備プログラム」に基づき、優先地区内にある 21 箇所の防災街区の半数以上において、不燃領域率 40%以上かつ地区内閉塞度レベル２達成（H32 年度）に向け、区と連携した密集市街地対策の実施　［都市整備局］
4. 三国東地区土地区画整理事業の推進　［都市整備局］</td><td>関係所属
建設局
都市整備局</td></tr>
<tr><td>任意</td><td></td><td>関係所属</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th colspan="2">アクション名</th><th>アクション内容</th><th>主担当</th></tr>
<tr><td>45</td><td colspan="2">長期湛水の早期解消</td><td>・（震 2-33-1）防潮水門及び内水排除施設が津波の襲来後にも、速やかに機能復帰できるよう電気設備等の耐水機能の確保に努める。
・（震 2-33-1）防潮堤の破堤箇所からの溢水による長期湛水(注16)に備え、破堤箇所の仮締切やﾎﾟﾝﾌﾟ場の機能確保やﾎﾟﾝﾌﾟ車による排水等、早急な復旧策についての検討を進める。</td><td>建設局
港湾局</td></tr>
<tr><th colspan="5">目　標</th></tr>
<tr><td>平成27～29年度</td><td>集中取組期間</td><td colspan="3">・ 下水処理場１棟、抽水所５棟における建築物の耐水化
・ 防潮堤からの溢水による長期湛水について、国、府などの関係機関との連携による早急な復旧策、対応手順について整理</td></tr>
<tr><td rowspan="2">平成30～36年度</td><td>必須</td><td colspan="2">1. 防潮堤の破堤箇所からの溢水による長期湛水に関する復旧策、対応手順の確認・改善　［建設局］［港湾局］</td><td>関係所属
建設局
港湾局</td></tr>
<tr><td>任意</td><td colspan="2"></td><td>関係所属</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th colspan="2">アクション名</th><th>アクション内容</th><th>主担当</th></tr>
<tr><td>46</td><td colspan="2">船舶の津波対策
の推進</td><td>・（震 2-33-5）東南海・南海地震により発生する津波に対する船舶の適切な避難等のﾏﾆｭｱﾙについて、今後、南海トラフ巨大地震を対象とし、適宜、改訂し、船舶の防災体制を強化する。</td><td>港湾局</td></tr>
<tr><th colspan="5">目　標</th></tr>
<tr><td>平成27～29年度</td><td>集中取組期間</td><td colspan="3">・ 必要に応じ、東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震により発生する津波に対する船舶の適切な避難等のマニュアルの見直し</td></tr>
<tr><td rowspan="2">平成30～36年度</td><td>必須</td><td colspan="2">1. 東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震により発生する津波に対する船舶の適切な避難等のマニュアルの確認・改善　［港湾局］</td><td>関係所属
港湾局</td></tr>
<tr><td>任意</td><td colspan="2"></td><td>関係所属</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th colspan="2">アクション名</th><th>アクション内容</th><th>主担当</th></tr>
<tr><td>47</td><td colspan="2">津波防御施設の
閉鎖体制の充実</td><td>・（震 2-33-5）大阪市湾岸部への津波来襲に備え、水門等の津波防災施設の操作体制の強化を図る。
・水門等の津波防災施設の維持管理の徹底を図り、津波来襲時に津波防ぎょ施設がその機能を果たすことができるよう努める。</td><td>港湾局</td></tr>
<tr><th colspan="5">目　標</th></tr>
<tr><td rowspan="2">平成27～29年度</td><td>集中取組期間</td><td colspan="3">・ 水門等の津波防災施設の操作マニュアルを検証し、防潮施設の管理者や操作を委託している民間企業と協議を進めるなどの見直し
・ 全庁的な防潮扉・水門閉鎖要員の確保
・ 水門等の津波防災施設の操作研修及び訓練の実施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">平成30～36年度</td><td>必須</td><td>1. 水門等の津波防災施設の操作マニュアルの確認・改善
［港湾局］［建設局］
2. 全庁的な防潮扉・水門閉鎖体制の確認・改善　［危機管理室］</td><td>関係所属</td><td>港湾局
建設局
危機管理室</td></tr>
<tr><td>任意</td><td>1. 使用頻度の低い防潮扉をコンクリート化（閉塞）し、閉鎖対象扉を減少　［港湾局］</td><td>関係所属</td><td>港湾局</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th colspan="2">アクション名</th><th>アクション内容</th><th>主担当</th></tr>
<tr><td>48</td><td colspan="2">管理化学物質の
災害予防対策</td><td>・（震 2-35-6）管理化学物質として大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下、「府条例」）で定められた有害物質を取扱う事業者に対し、府条例に基づく規制を行うとともに、府条例はじめ関係法令の周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。</td><td>環境局</td></tr>
<tr><th colspan="5">目　標</th></tr>
<tr><td>平成27～29年度</td><td>集中取組期間</td><td colspan="3">・ 大阪府化学物質管理制度に基づく化学物質管理計画書の届出対象全事業所から、取扱物質や施設に応じた大規模災害時のリスク低減の方策を記載した化学物質　管理計画変更届出書を提出させ、事業者による自主的な管理による環境リスクの低減を推進</td></tr>
<tr><td rowspan="4">平成30～36年度</td><td rowspan="2">必須</td><td colspan="2">関係所属</td></tr>
<tr><td colspan="2">1. 計画内容の変更に伴う届出時などにおける各種指導などにより、事業者の自主的な管理による環境リスクの低減を推進　［環境局］</td><td>環境局</td></tr>
<tr><td rowspan="2">任意</td><td colspan="2">関係所属</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th colspan="2">アクション名</th><th>アクション内容</th><th>主担当</th></tr>
<tr><td>49</td><td colspan="2">緊急消防援助隊等の
受入れ体制の整備</td><td>・（震 2-38-4）地震災害の規模やその態様等によっては、広域消防応援による消防活動が不可欠であることから、緊急消防援助隊（注 17）、大阪府下広域消防相互応援協定等で出動する応援隊の受入体制を確保するとともに、府内各本部との情報連絡体制の確立を図る。</td><td>消防局</td></tr>
<tr><th colspan="5">目　標</th></tr>
<tr><td rowspan="2">平成27～29年度</td><td>集中取組期間</td><td colspan="3">・「緊急消防援助隊大阪市消防局受援計画」の作成（H27～28 年度）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">平成30～36年度</td><td>必須</td><td colspan="2">1.「緊急消防援助隊大阪市消防局受援計画」の確認・改善　［消防局］</td><td>関係所属
消防局</td></tr>
<tr><td>任意</td><td colspan="2"></td><td>関係所属
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th colspan="2">アクション名</th><th>アクション内容</th><th>主担当</th></tr>
<tr><td>50</td><td colspan="2">消防活動体制
の充実</td><td>・（震 2-38）大規模な災害発生時には、多数の火災をはじめ、救助・救急事案の発生が予測されるほか、道路、水道等の機能障害などを伴う事態も予想されるため、災害初期の段階から効率的な消防活動を展開し得る消防体制の確保が必要であり、関係機関との訓練、研修をはじめ、車両、資器材等の整備など消防活動体制の充実強化に努める。</td><td>消防局</td></tr>
<tr><th colspan="5">目　標</th></tr>
<tr><td>平成27～29年度</td><td>集中取組期間</td><td colspan="3">・ 全消防署へ浸水対策用資器材を配備（H27 年度）
・ 関係機関と連携した訓練の実施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">平成30～36年度</td><td>必須</td><td colspan="2">1. 関係機関との協力体制強化に向けた連携訓練の実施　［消防局］</td><td>関係所属
消防局</td></tr>
<tr><td>任意</td><td colspan="2"></td><td>関係所属</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th colspan="2">アクション名</th><th>アクション内容</th><th>主担当</th></tr>
<tr><td>51</td><td colspan="2">被災地域の食品衛生
監視活動の実施</td><td>・（震 2-42-2）災害時、避難所等における食品の調理や保管等、食品の衛生的な取扱いについて、施設管理者や調理実務者に対して指導する。</td><td>健康局</td></tr>
<tr><th colspan="5">目　標</th></tr>
<tr><td rowspan="2">平成27～29年度</td><td>集中取組期間</td><td colspan="2">・ 市民や食品関係事業者に対する食品知識の普及啓発</td></tr>
<tr><td rowspan="4">平成30～36年度</td><td>必須</td><td>1. 市民や食品関係事業者に対する食品衛生に関する知識の普及啓発の実施
［健康局］</td><td>関係所属
健康局</td></tr>
<tr><td>任意</td><td></td><td>関係所属</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th colspan="2">アクション名</th><th>アクション内容</th><th>主担当</th></tr>
<tr><td>52</td><td colspan="2">被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施</td><td>・（震 2-42）災害時の感染症等の発生を予防し、又はまん延を防止するための活動が実施できる体制の整備に努める。</td><td>健康局</td></tr>
<tr><th colspan="5">目　標</th></tr>
<tr><td>平成27～29年度</td><td>集中取組期間</td><td colspan="3">・ 感染症予防にかかるマニュアルの点検・整備
・ 感染症予防に関する知識の普及啓発
・ 防護具の着脱や消毒、疫学調査等の訓練・研修の実施
・ 必要な薬資材の備蓄</td></tr>
<tr><td rowspan="2">平成30～36年度</td><td rowspan="2">必須</td><td colspan="2">1. 感染症等の予防に関するマニュアル類の確認・改善　［健康局］
2. 感染症等の予防に関する訓練・研修及び知識の普及啓発の実施　［健康局］
3. 必要な薬資材備蓄状況の確認・改善　［健康局］</td><td>関係所属
健康局</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>関係所属
</td></tr>
<tr><td></td><td>任意</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th colspan="2">アクション名</th><th>アクション内容</th><th>主担当</th></tr>
<tr><td>53</td><td colspan="2">愛護動物の救護</td><td>・（震 2-42-3）関係機関・団体と相互に連携し、
（１）被災地域における愛護動物の保護・受入
（２）避難所等における愛護動物の適正飼養等の指導
（３）動物による人等への危害防止の応急対策
を実施するよう体制の整備に努める。</td><td>健康局</td></tr>
<tr><th colspan="5">目　標</th></tr>
<tr><td>平成27～29年度</td><td>集中取組期間</td><td colspan="3">・ 市内における愛護動物の保護体制の整備
・ 避難所等における愛護動物の適正飼養等に関する注意事項の啓発
・ 動物による人等への危害防止体制の整備
・ 上記各取組みの避難所運営マニュアルへの反映</td></tr>
<tr><td rowspan="2">平成30～36年度</td><td>必須</td><td colspan="2">1. 市内における愛護動物の保護体制の確認・改善　［健康局］
2. 避難所等における愛護動物の適正飼養等に関する注意事項の啓発　［健康局］
3. 動物による人等への危害防止体制の確認・改善　［健康局］</td><td>関係所属
健康局</td></tr>
<tr><td>任意</td><td colspan="2"></td><td>関係所属</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th colspan="2">アクション名</th><th>アクション内容</th><th>主担当</th></tr>
<tr><td>54</td><td colspan="2">生活ごみの適正処理</td><td>・（震 2-43-1）災害時のごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するために、平常時から早期の復旧・復興の支障とならないように処理体制の確保を推進する。</td><td>環境局</td></tr>
<tr><th colspan="5">目　標</th></tr>
<tr><td>平成27～29年度</td><td>集中取組期間</td><td colspan="3">・ 災害時の生活ごみの適正処理に係る人員計画、連絡体制などの災害対応マニュアルの整備</td></tr>
<tr><td rowspan="4">平成30～36年度</td><td rowspan="2">必須</td><td colspan="2" rowspan="2">1. 大阪市災害廃棄物処理基本計画〔第 1 版〕（H29.3）による処理体制の確認・改善　［環境局］</td><td>関係所属</td></tr>
<tr><td>環境局</td></tr>
<tr><td rowspan="2">任意</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td>関係所属</td></tr>
<tr><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th colspan="2">アクション名</th><th>アクション内容</th><th>主担当</th></tr>
<tr><td>55</td><td colspan="2">災害廃棄物の
適正処理</td><td>・（震 2-43-2）災害時の津波堆積物等災害廃棄物を適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するために、平常時から早期の復旧・復興の支障とならないように処理体制の確保を推進する。</td><td>環境局</td></tr>
<tr><th colspan="5">目　標</th></tr>
<tr><td rowspan="2">平成27～29年度</td><td>集中取組期間</td><td colspan="3">・ 臨時集積場の確保体制の整備
・ 臨時集積場を利用した処理体制等の整備の推進</td></tr>
<tr><td rowspan="2">平成30～36年度</td><td>必須</td><td>1. 大阪市災害廃棄物処理基本計画〔第１版〕（H29.3）による処理体制の確認・改善　［環境局］［危機管理室］</td><td>関係所属</td><td>環境局
危機管理室</td></tr>
<tr><td>任意</td><td></td><td>関係所属</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th colspan="2">アクション名</th><th>アクション内容</th><th>主担当</th></tr>
<tr><td>56</td><td colspan="2">遺体対策の体制整備</td><td>・（震 2-48、49、50）遺体の仮収容（安置）所の設置、遺体の収容、遺体の処理・身元確認等、斎場への遺体の搬送、遺体の火葬について、体制の整備に努める。</td><td>環境局
危機管理室</td></tr>
<tr><th colspan="5">目　標</th></tr>
<tr><td>平成27～29年度</td><td>集中取組期間</td><td colspan="3">・ 遺体処理マニュアルの策定（H27 年度）
・ 遺体の仮収容（安置）所の確保
・ 関係機関等との協力・連携体制の整備</td></tr>
<tr><td rowspan="2">平成30～36年度</td><td>必須</td><td colspan="2">1. 遺体対策マニュアルの確認・改善　［危機管理室］
2. 遺体の仮収容（安置）所の確保　［全区］（実施済み区を除く）
3. 関係機関等との協力・連携体制の確認・改善
［全区］［環境局］［危機管理室］</td><td>関係所属
危機管理室
全区
環境局</td></tr>
<tr><td>任意</td><td colspan="2"></td><td>関係所属</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th colspan="2">アクション名</th><th>アクション内容</th><th>主担当</th></tr>
<tr><td>57</td><td colspan="2">被災者の要望対応に
向けた体制の整備</td><td>・（震 2-52）災害発生時において甚大な被害が生じた場合、被災者に社会不安が生じるおそれがあるため、生活相談や援助業務等に関する広聴活動を行い、応急対策・復旧対策に市民等の要望等を反映させる体制の整備に努める。</td><td>危機管理室</td></tr>
<tr><th colspan="5">目　標</th></tr>
<tr><td>平成27～29年度</td><td>集中取組期間</td><td colspan="3">・ 被災者の生活相談や援助業務等に関する専門相談所を必要に応じて設置できる体制の整備
・ 被災者の要望等を把握するために臨時相談所を必要に応じて設置できる体制の整備</td></tr>
<tr><td rowspan="2">平成30～36年度</td><td>必須</td><td colspan="2">1. 被災者の生活相談や援助業務等に関する専門相談所を必要に応じて設置できる体制の確認・改善
［経済戦略局］［市民局］［都市計画局］［環境局］［都市整備局］［建設局］［港湾局］［危機管理室］
2. 被災者の要望等を把握するために臨時相談所を必要に応じて設置できる体制の確認・改善　［全区］［市民局］［危機管理室］</td><td>関係所属
経済戦略局
市民局
建設局
港湾局
危機管理室
全区</td></tr>
<tr><td>任意</td><td colspan="2"></td><td>関係所属</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th colspan="2">アクション名</th><th>アクション内容</th><th>主担当</th></tr>
<tr><td>58</td><td colspan="2">住宅関連情報の
提供体制の整備</td><td>・（震 2-53）災害時に住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、利用可能な公的賃貸住宅や民間賃貸住宅を被災者用の住宅として迅速にあっせんできるよう、必要な体制の整備を図る。</td><td>都市整備局</td></tr>
<tr><th colspan="5">目　標</th></tr>
<tr><td>平成27～29年度</td><td>集中取組期間</td><td colspan="3">・ 住宅関連情報の提供に係る関連機関との連携体制の維持・改善
・ 市立住まい情報センターを拠点とした災害時の住宅関連情報の提供体制の整備（H27～28 年度）
・ ＦＡＱの作成など災害時の相談窓口対応の充実（H28～29 年度）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">平成30～36年度</td><td rowspan="2">必須</td><td colspan="2">1. 住宅関連情報の提供に係る関連機関との連携体制の確認・改善［都市整備局］
2. 市立住まい情報センターを拠点とした災害時の住宅関連情報の提供体制の確認・改善　［都市整備局］</td><td>関係所属
都市整備局</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>関係所属</td></tr>
<tr><td></td><td>任意</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th colspan="2">アクション名</th><th>アクション内容</th><th>主担当</th></tr>
<tr><td>59</td><td colspan="2">被災者の住宅確保に
向けた体制の整備</td><td>・（震 2-53-1,5）災害時に住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、市営住宅の活用や応急仮設住宅の建設、大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度の活用が円滑にできるよう、必要な体制の整備を図る。
・（震 2-53-4）公共空地の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。</td><td>都市整備局</td></tr>
<tr><th colspan="5">目　標</th></tr>
<tr><td>平成27～29年度</td><td>集中取組期間</td><td colspan="3">・ 応急仮設住宅の建設可能な用地の選定
・ 応急仮設住宅確保のための体制整備
・ 応急仮設住宅用地の提供に向けた未利用地データの整備</td></tr>
<tr><td rowspan="2">平成30～36年度</td><td>必須</td><td>1. 応急仮設住宅の確保及び応急借上住宅の提供に関する体制の確認・改善　［都市整備局］［危機管理室］
2. 応急仮設住宅用地の提供に向けた未利用地データの整備　［契約管財局］</td><td>関係所属</td><td>都市整備局
危機管理室
契約管財局</td></tr>
<tr><td>任意</td><td></td><td>関係所属</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th colspan="2">アクション名</th><th>アクション内容</th><th>主担当</th></tr>
<tr><td>60</td><td colspan="2">建築物の
応急危険度判定
体制の整備</td><td>・（震 2-54-3）余震時の被災建築物の倒壊や部材の落下等による二次被害を防ぐため、被災建築物の応急危険度判定活動が円滑に実施できるよう、必要な体制の整備を図る。</td><td>都市整備局</td></tr>
<tr><th colspan="5">目　標</th></tr>
<tr><td rowspan="2">平成27～29年度</td><td>集中取組期間</td><td colspan="3">・ 震災時における応急危険度判定活動における体制の維持・改善</td></tr>
<tr><td rowspan="4">平成30～36年度</td><td rowspan="2">必須</td><td colspan="2">1. 震災時における応急危険度判定活動における体制の確認・改善
［都市整備局］［都市計画局］</td><td>関係所属
都市整備局
都市計画局</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>関係所属</td></tr>
<tr><td>任意</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th colspan="2">アクション名</th><th>アクション内容</th><th>主担当</th></tr>
<tr><td>61</td><td colspan="2">復興計画策定
マニュアルの作成</td><td>・（震 3-2-1）復興のため、災害発生の初期段階から各所属・関係機関が連携して体制を整え、復興計画を策定し、すみやかに復興事業を実施させていく体制の整備を図る。</td><td>危機管理室</td></tr>
<tr><th colspan="5">目　標</th></tr>
<tr><td>平成27～29年度</td><td>集中取組期間</td><td colspan="3">・ 災害の初期段階から各所属・関係機関が連携して体制を整え、復興計画を策定する体制の整理</td></tr>
<tr><td rowspan="2">平成30～36年度</td><td>必須</td><td colspan="2">1. 災害の初期段階から各所属・関係機関が連携して体制を整え、復興計画の策定に向けたマニュアルの作成　［危機管理室］</td><td>関係所属
危機管理室</td></tr>
<tr><td>任意</td><td colspan="2"></td><td>関係所属</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th colspan="2">アクション名</th><th>アクション内容</th><th>主担当</th></tr>
<tr><td>62</td><td colspan="2">災害復旧・復興
に資する
地図情報整備の推進</td><td>・（震 3-2-2）復旧計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、平常時から行動手順や復興の考え方の整理、市民との共有など、事前準備に努める。</td><td>都市整備局
建設局
港湾局</td></tr>
<tr><th colspan="5">目　標</th></tr>
<tr><td rowspan="2">平成27～29年度</td><td rowspan="2">集中取組期間</td><td colspan="3">・ 臨海部の道路区域線等調査測量の推進（153ha）
・ 道路法に基づく道路台帳整備（道路区域線調査測量）の推進（310ha）
・ 土地区画整理事業の施行完了に伴う地図情報の整備（1ha）</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">平成30～36年度</td><td rowspan="2">必須</td><td colspan="2">1.道路区域線調査測量の推進（680ha）　［建設局］
2.土地区画整理事業の施行完了に伴う地図情報の整備（6.8ha）
［都市整備局］</td><td>関係所属</td></tr>
<tr><td>建設局
都市整備局</td></tr>
<tr><td rowspan="2">任意</td><td colspan="2"></td><td>関係所属</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th>アクション名</th><th colspan="2">アクション内容</th><th>主担当</th></tr>
<tr><td>63</td><td>市設建築物の
応急対策</td><td colspan="2">・（震 2-27-2）　施設を所管する各局・区は、災害情報等を関係施設に伝達するとともに、各施設の被害状況、避難者、利用者の状況をとりまとめ、市本部に報告する。
・　各施設は、利用者や避難者、施設所在地等の個々の状況を考慮して、速やかに被害状況の調査を行い、施設所管の局・区に対して報告する。</td><td>危機管理室</td></tr>
<tr><th colspan="5">目　標</th></tr>
<tr><td rowspan="2">平成27～29年度</td><td>集中取組期間</td><td colspan="3">―</td></tr>
<tr><td rowspan="4">平成30～36年度</td><td rowspan="2">必須</td><td colspan="2">１．施設ごとの安全確認カルテの作成・更新［該当所属］
２．建物の安全確認に関する訓練の実施［該当所属］</td><td>関係所属
該当所属※</td></tr>
<tr><td rowspan="2">任意</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td>関係所属
</td></tr>
<tr></tr>
</table>

※常時、不特定多数の利用者がある施設や、災害時に重要な役割を担う施設を所管する所属
　避難所については、所管局と区役所で連携を行い取組む

＜用語集＞

注１．**BCP（業務継続計画）**　：　2　業務継続体制及び災害復旧体制の整備

・ ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても取り組むべき、最低限の非常時優先業務を特定し、その業務を継続・早期復旧させるための計画。（BCP：Business Continuity Plan の略。）

注２．**要配慮者**　：　10　福祉避難所等の確保及び災害時における体制の充実

・ 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者。

注３．**避難行動要支援者**　：　12　「避難行動要支援者」支援の充実

・ 要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者。

注４．**津波避難施設（津波避難ﾋﾞﾙ、水害時避難ﾋﾞﾙ）**

：　13　避難施設の確保及び防災空間の整備

・ 市民等が津波・水害から一時的または緊急に避難・退避する施設。

注５．**国のガイドライン**　：　18　水道施設の耐震化等の推進

・ 2017（平成 29）年 5 月に、厚生労働省がとりまとめた「重要給水施設管路の耐震化計画策定の手引き」。

注６．**重要給水施設**　：　18　水道施設の耐震化等の推進

・ 災害医療や避難対策及び災害対応における給水の重要性を考慮して選定される施設であり、国のガイドラインによると、選定施設の種別として、医療機関、避難場所・避難地、避難所、福祉施設及び防災拠点等が挙げられる。

注７．**「耐震管」化**　：　18　水道施設の耐震化等の推進

・ 鋳鉄管だけでなく、地震の揺れで継手部分が抜け出す恐れのあるダクタイル鋳鉄管についても、離脱防止継手を有するダクタイル鋳鉄管または溶接鋼管へと更新すること。

注８．**道路啓開**　：　19　迅速な道路啓開の実施

・ 被災地との緊急輸送を確保するため、道路において最低 1 車線分の緊急車両の通行帯を確保すること。

注９．**航路啓開**　：　21　迅速な航路啓開の実施

・ 被災地との緊急輸送を確保するため、港湾や河川等の水中のがれきや障害物を取り除き、船舶が航行出来るようにすること。

注１０．**帰宅困難者**　：　30　帰宅困難者対策の確立

・ 勤務先や外出先等に於いて地震などの自然災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった者。

注１１．**災害多言語支援センター**　：　31　外国人に対する情報発信の充実

・ 大地震などの災害が発生した際に、日本語が十分理解できないために行政機関等が発信する情報を享受できない、又は地震等の災害経験が少ないことが原因で精神的な不安を抱えている外国人住民を支援するために、多言語で災害に係る情報を提供する機関。

注１２．**優先地区**　：　44　密集住宅市街地等の防災性向上

・ 老朽住宅の密集市街地の整備を進めるにあたり、特に優先的な取り組みが必要な地区。

注１３．**防災骨格形成率**　：　44　密集住宅市街地等の防災性向上

・ 「骨格路線の整備完了延長／骨格路線全延長」により算出。

＊ 骨格路線とは、防災骨格を形成する都市計画道路（鉄道・河川等を除く）

注１４．**不燃領域率**　：　44　密集住宅市街地等の防災性向上

・ 地区内における一定規模以上の道路や公園等の空地面積と、地区内の全建築物建築面積に対する耐火建築物等の建築面積の比率から算定される、地区面積に対する不燃化面積の割合。

注１５．**地区内閉塞度**　：　44　密集住宅市街地等の防災性向上

・ 被災場所から、細街路、6m以上の生活道路を通じて、避難路など周縁部まで避難できる確率を5段階で評価したもの。（レベル1または2であれば避難確率が97%以上であり、危険性は低い。）

注１６．**長期湛水**　：　45　長期湛水の早期解消

・ 市街地等の浸水が、排水施設の被災等により長期間にわたって解消されない状態。

注１７．**緊急消防援助隊**　：　49　緊急消防援助隊等の受入れ体制の整備

・ 被災地の消防力のみでは対応が困難な大規模・特殊な災害の発生に際して、発災地の市町村長・都道府県知事あるいは消防庁長官の要請により出動し、現地で都道府県単位の部隊編成がなされた後、災害活動を行う部隊及び制度。